

○大分市子ども医療費の助成に関する条例

昭和49年10月8日

条例第44号

改正 昭和50年12月27日条例第56号

昭和59年6月30日条例第14号

昭和59年12月24日条例第31号

平成3年7月23日条例第17号

(題名改称)

平成6年12月22日条例第31号

平成8年9月27日条例第25号

平成10年9月28日条例第41号

平成11年12月15日条例第55号

平成12年12月18日条例第49号

平成14年9月26日条例第30号

平成16年12月17日条例第71号

平成18年6月27日条例第31号

平成18年9月28日条例第43号

平成19年7月18日条例第26号

平成20年3月28日条例第2号

平成22年6月22日条例第23号

(題名改称)

平成25年3月29日条例第14号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費を助成することにより早期治療を促進し、もって子どもの保健の向上を図ることを目的とする。

(平3条例17・平22条例23・一部改正)

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 未就学児 満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (3) 小中学生 満6歳に達する日以後の最初の4月1日から満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。
- (5) 医療保険各法 健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)、国民健康

保険法（昭和33年法律第192号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。

- (6) 被保険者等 国民健康保険法の規定による被保険者及び国民健康保険法以外の医療保険各法の規定による被扶養者をいう。
- (7) 保険給付 医療保険各法に規定する療養の給付並びに保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費、家族訪問看護療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費及び家族移送費の支給をいう。
- (8) 一部負担金 医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が当該保険給付の対象となった療養に関し負担すべき額をいう。
- (9) 保険医療機関等 健康保険法第63条第3項各号に規定する病院、診療所及び薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに医療保険各法に規定する保険者が特に必要と認めたものをいう。

（昭50条例56・昭59条例14・昭59条例31・平3条例17・平6条例31・平8条例25・平10条例41・平11条例55・平12条例49・平14条例30・平18条例31・平20条例2・平22条例23・平25条例14・一部改正）

（助成対象者）

第3条 この条例による医療費の助成を受けることのできる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のすべてに該当する子どもの保護者とする。

(1) 子どもが大分市に住所を有すること。

(2) 子どもが被保険者等であること。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者及びその世帯に属している者は、助成対象者とし  
ない。

（平3条例17・平22条例23・一部改正）

（助成の対象となる医療費）

第4条 医療費の助成は、病気、負傷等による未就学児の入院及び通院並びに  
小中学生の入院に係る一部負担金を対象として行う。

2 前項の規定にかかわらず、他の法令等の規定による国若しくは地方公共団  
体の公費負担等があるとき、又は健康保険法第53条の規定に基づき保険者  
がその規約で定めた付加給付金があるときは、その限度において助成しない。

3 第1項の規定にかかわらず、子どもの病気、負傷等が第三者の行為によっ  
て生じたものであって損害賠償を受けることができるときは、その限度にお  
いて助成しない。

（平8条例25・全改、平11条例55・平14条例30・平18条

例31・平18条例43・平22条例23・一部改正）

（一部自己負担金）

第4条の2 助成対象者は、小中学生に係る保険給付（病院又は診療所への入  
院及びその療養に伴う世話その他の看護に係るものに限る。以下この項及び

次項において同じ。)を受けたときは、病院又は診療所ごとに1日につき500円(保険給付を受けた者が負担すべき額が500円に満たない額の場合は、当該額)を一部自己負担金として支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、一の月に同一の病院又は診療所において保険給付を受けた日数が14日を超える場合は、当該日数を超える部分の保険給付に係る一部自己負担金の支払を要しない。

(平18条例31・追加、平19条例26・平22条例23・平25条例14・一部改正)

(助成の額)

第5条 医療費の助成の額は、第4条第1項の一部負担金から当該一部負担金に係る同条第2項の公費負担等及び付加給付金の額、同条第3項の損害賠償の額並びに前条の一部自己負担金の額を控除して得た額とする。

(平12条例49・追加、平14条例30・平18条例31・一部改正)

(受給資格者証)

第6条 医療費の助成を受けようとする助成対象者は、受給資格の登録を申請し、受給資格者証の交付を受けなければならない。

(平11条例55・全改、平12条例49・旧第5条繰下)

(助成の方法)

第7条 医療費の助成は、前条に規定する受給資格者証の交付を受けた助成対

象者（以下「受給者」という。）に助成すべき額を保険医療機関等の請求に基づき当該保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

- 2 前項の規定による方法により医療費の助成を受けようとする受給者は、子どもが保険医療機関等で医療に関する給付を受ける際に、当該保険医療機関等に前条に規定する受給資格者証を提示しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、保険給付が療養費でなされたとき、又は受給者が既に保険医療機関等で一部負担金を支払っているときは、受給者の申請に基づき、助成すべき額を支払うことにより、医療費の助成を行うことができる。
- 4 前項の申請は、子どもが医療に関する給付を受けた日の属する月の翌月から起算して1年以内に行わなければならない。

（平11条例55・全改、平12条例49・旧第6条繰下、平22条例23・一部改正）

（届出等）

第8条 受給者は、第6条の規定により受給資格の登録を受けた事項について変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 受給者は、その監護する子どもが第3条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき、又は同条第2項に該当することとなったときは、速やかに市長に第6条に規定する受給資格者証を返還しなければならない。

（平11条例55・全改、平12条例49・旧第7条繰下・一部改正、

平 2 2 条例 2 3 ・ 一部改正)

(助成金の返還)

第 9 条 偽りその他不正の行為によって助成を受けた者があるときは、市長は、その者から助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 助成を受けた医療費が第 4 条第 2 項又は第 3 項の規定により助成しないものとなったときは、市長は、当該助成を受けた者から助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(平 1 0 条例 4 1 ・ 旧第 8 条繰下 ・ 一部改正、平 1 1 条例 5 5 ・ 旧第 9 条繰上 ・ 一部改正、平 1 2 条例 4 9 ・ 旧第 8 条繰下)

(委任)

第 1 0 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

(平 1 0 条例 4 1 ・ 旧第 9 条繰下、平 1 1 条例 5 5 ・ 旧第 1 0 条繰上、平 1 2 条例 4 9 ・ 旧第 9 条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 4 9 年 1 0 月 1 日以降の診療分から適用する。

(平 1 6 条例 7 1 ・ 旧附則 ・ 一部改正)

(佐賀関町及び野津原町の編入に伴う経過措置)

2 佐賀関町及び野津原町の編入の日 (以下「編入日」という。) 前に佐賀関

町乳幼児医療費助成に関する条例（平成11年佐賀関町条例第16号）又は野津原町乳幼児医療費助成に関する条例（平成11年野津原町条例第20号）（以下「両町条例」という。）の助成対象者であった者の当該助成対象者であった期間に係る乳幼児の医療費に対する助成については、この条例の規定にかかわらず、それぞれ両町条例の例による。

（平16条例71・追加）

- 3 編入日前に両町条例の規定によりなされた受給資格の登録の申請及び受給資格者証の交付については、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（平16条例71・追加）

附 則（昭和50年条例第56号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日以降の診療分から適用する。

附 則（昭和59年条例第14号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年条例第17号）



- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の大分市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、平成3年10月1日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成6年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第4条の改正規定は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成8年条例第25号）

- 1 この条例は、平成8年10月1日から施行する。
- 2 改正後の大分市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成10年条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第1条中大分市心身障害者並びに母子家庭等の医療費の助成に関する条例第2条第2号の改正規定（「訪問看護療養費」の次に「、特別療養費」を加える部分に限る。）及び第2条の規定は、平成10年11月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第55号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年条例第49号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の大分市乳幼児医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第5条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の医療に関する給付に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に関する給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成16年条例第71号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第31号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大分市乳幼児医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に関する給付又は支給に係る医療費の助成について適用し、施行日前の医療に関する給付又は支給に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成19年9月30日までの間の医療（満3歳に達する日の属する月までの乳幼児に係るものに限る。）に関し助成対象者が支払わなければならない一部自己負担金に係る新条例第4条の2第2項第2号の規定の適用については、同号中「4回」とあるのは、「2回」とする。

附 則（平成18年条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第26号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後の医療に関

する給付又は支給に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に関する給付又は支給に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第2号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第23号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大分市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に関する給付又は支給に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に関する給付又は支給に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大分市子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に関する給付又は支給に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に関する給付又は支給に係る医療費の助成については、なお従

前の例による。